
吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業

特定事業の選定

令和4年1月

吉野川市

吉野川市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定に準じて、吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業に関する実施方針を令和3年11月12日に公表した。

この度、PFI法第7条の規定に準じて、吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定に準じ、その客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和4年1月18日

吉野川市長 原井 敬

目 次

第 1	事業概要.....	1
1	事業の目的.....	1
2	事業の内容.....	1
3	施設の概要及び規模.....	1
第 2	本市が直接事業を実施する場合と D B O 方式で実施する場合の評価.....	3
1	評価方法.....	3
2	本市の財政負担見込額による定量的評価.....	3
3	D B O 方式で実施することの定性的評価.....	4
4	民間事業者に移転するリスクの評価.....	4
5	総合的評価.....	5

第1 事業概要

1 事業の目的

吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である新ごみ処理施設等の効率的かつ効果的な設計・施工及び運営を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会の構築に資することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業方式

本事業はD B O（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

本市は本事業において設計・施工され、運営される新ごみ焼却施設（以下「本施設」という。）の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

民間事業者は、運営期間にわたって、本施設の運営に係る業務（以下、「運營業務」という。）を行う。なお、本施設の運營業務の実施主体としての特別目的会社（S P C）の設立は任意とする。

また、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

(2) 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間	事業契約締結日から令和23年3月31日まで
設計・施工期間	事業契約締結日から令和7年7月31日まで
運営期間	令和7年8月1日から令和23年3月31日まで

3 施設の概要及び規模

(1) 事業用地

- ア 所在地 : 徳島県吉野川市鴨島町山路
イ 事業用地面積 : 約2 ha
ウ 地域地区等
(ア) 都市計画 : 市街化調整区域
(イ) 用途地域 : なし
(ウ) 防火地域 : 建築基準法第22条指定区域
(エ) 高度地区 : 指定なし
(オ) 建ぺい率 : 70%
(カ) 容積率 : 200%
(キ) その他 : 特になし

(2) 対象施設の概要

施設の種類	概 要	
焼却施設	処理方式	准連続燃焼式ストーカ炉
	処理能力	42t/日 (21t/16h×2 炉) 年間稼働日数 260 日(1 炉あたり) ※260 日以下の提案を可とする。
	処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ (吉野川市内から排出されたものに限る)
前処理設備	処理能力	提案による
計画ごみ量	<p>計画ごみ量 約 10,800t/年</p> <p>(災害廃棄物の処理量は計画ごみ量に含んでいない。ただし、本市として、発生した災害廃棄物は可能な範囲で、本施設において迅速に処理することを目指しており、災害廃棄物の処理が必要になった場合は、年間稼働日数等を増加させることで対処する予定である。事業者は施設規模及び年間稼働日数(増加可能日数分を含む。)等から、本施設として処理可能な災害廃棄物の処理量を提案すること。)</p> <p>※計画ごみ量のうち、可燃性粗大ごみなどの内訳</p> <p>全部で約 300t/年程度</p> <p>〔木材、たたみ、マットレス、ソファ、チャイルドシート、犬小屋、タンス類、布団及びブルーシート等 (処理不適物は除く)〕</p> <p>小型複合ごみの例</p> <p>〔照明器具、電卓、時計、ヘッドフォン等 (処理不適物は除く)〕</p>	

第2 本市が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価

1 評価方法

- (1) 本市は、本市が直接、本事業を実施する場合と比較して、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。

- ア 本市の財政負担見込額による定量的評価
- イ DBO方式として実施することの定性的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

- (2) 本市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2 本市の財政負担見込額による定量的評価

(1) 本市の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を本市が直接実施する場合及びDBO方式で実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

項目	本市が直接実施する場合	DBO方式で実施する場合
財政負担見込額の主な内訳	①設計・建設費 ②運営・維持管理費 ③起債金利 ④施工監理費 ⑤発注支援費用 ⑥公共人件費	①設計・建設費 ②運営・維持管理費 ③起債金利 ④施工監理費 ⑤SPC開業費 ※ ⑥SPC経費 ※ ⑦公租公課 ⑧アドバイザー費用 ⑨モニタリング費用 ⑩公共人件費
共通の条件	①事業期間：約19年（設計・建設期間：約3年、運営期間：約16年間） ②年間計画処理量 新ごみ焼却施設：約10,800 t/年 ③割引率：5.2%	
資金調達に関する事項	循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づき設定	同左
施設整備に関する事項	民間事業者に対する見積徴収の結果を精査して設定した設計・建設費	同左
運営・維持管理に関する事項	民間事業者に対する見積徴収の結果を精査して設定した運営・維持管理費	同左

※ 特別目的会社（SPC）の設立は事業者の任意によるが、本市の財政負担見込額による定量評価では、SPCが設立されるものとして試算を行った。

(2) 本市の財政負担見込額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりである。ここでは、本市が直接実施する場合の財政負担見込額を100とし、指標により比較を行った。

	財政負担の比較
本市が直接実施する場合	100.0
DBO方式で実施する場合	94.8

3 DBO方式で実施することの定性的評価

本事業をDBO方式で実施する場合、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等の活用による定性的評価としては、次の効果が見込まれる。

(1) 効率的かつ良質な維持管理の実施

本施設の設計・建設、運営・維持管理の各業務を一括して性能発注することにより、運営・維持管理の方針と整合した施設の設計・建設を行うことができ、事業期間にわたり、効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できる。特に、運営・維持管理業務については、施設の設計に運営者の意見が反映されることにより、効率的かつ良質な運転管理、点検補修等の維持管理の実施が可能になると考える。

(2) 運営を長期間包括的に発注することによる効率化

これまで単年度契約により個別発注していた運営・維持管理業務を長期的かつ包括的に委託することから、民間事業者は複数年度にわたる業務改善効果を考慮して業務を遂行することが可能になると考える。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、本市と民間事業者が適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になると考える。民間事業者に移転するリスクの評価については、「4 民間事業者に移転するリスクの評価」に示す。

4 民間事業者に移転するリスクの評価

DBO方式で実施する場合は、本市が直接実施する場合に本市が負担するリスクの一部を民間事業者に移転して実施する。

DBO方式で実施する場合に民間事業者が負担するリスクは、民間事業者が本市よりも効果的かつ効率的に管理可能であり、民間事業者が有するリスクコントロール及びリスク回避のノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できると考える。

主に、以下に示すリスクについては、事業者のリスク管理能力を活かすことができ、サービスの質の向上を図ることができると考える。

(1) 設計・建設段階におけるリスク

- ア 測量・調査に関するリスク
- イ 施設の設計・建設に関するリスク
- ウ 完工リスク

(2) 運営・維持管理段階におけるリスク

- ア 要求性能の未達に関するリスク
- イ 施設の損傷に関するリスク
- ウ 運営コスト増大、補修費用の平準化に関するリスク
- エ 周辺環境等の保全に関するリスク

5 総合的評価

本事業は、DBO方式にて実施することにより、本市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担見込額について、5.2%の縮減を期待することができるとともに、公共サービス水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条の規定に準じて特定事業として選定する。

担	当	課	:	吉野川市	市民部環境局事業推進課
所	在	地	:	〒776-8611	徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115-1
T	E	L	:	0883-22-2287	
F	A	X	:	0883-22-2247	
電	子	メ	ール	:	jigyousuishin@yoshinogawa.i-tokushima.jp